

令和7年9月8日

都城市職員が、所属職場の懇親会費を窃盗したことにより逮捕されたこととお知らせします。

なお、本件に係る当該職員への処分につきましては、警察の捜査状況結果等を踏まえて対処する予定です。

今回、本市職員が起こした事件につきまして、市民の皆様並びに関係機関各位の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

今後、全職員がなお一層綱紀の粛正及び服務規律の確保に努め、信頼の回復に努めてまいります。

《事件の内容》

- 対 象 者 こども部こども家庭課 主任技師 椿 友作（28歳） 男
- 日 時 令和7年9月8日（月）午前9時57分
- 事件概要 対象者が、令和7年4月に、職場（こども家庭課）で集めている懇親会費の一部25,000円について、キャッシュカードを使い、複数回にわたり引き出して窃取したもの
- そ の 他 令和7年4月24日に被害に気づき、5月13日に懇親会代表のこども家庭課長が被害届を提出していた

市長コメント

このたび、本市職員が職場の懇親会費を窃盗したことにより逮捕されたという事実を受け、市民の皆様並びに関係機関各位の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことに対し、心から深くお詫び申し上げます。

当該職員については、捜査の進展状況や事実関係を確認した上で、厳正に対処してまいります。

今後は、改めて綱紀の粛正及び服務規律の確保を徹底するとともに、このような不祥事の再発防止と市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。